

岩手県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第54号

岩手県収入証紙条例の一部を改正する条例

岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>別表（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>2 条例により徴収するもの</p> <p>(1)～(39) [略]</p> <p>(40) 建築士法施行条例（平成12年岩手県条例第38号）による手数料（指定試験機関に納めるものを除く。）</p> <p>(41) [略]</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>2 条例により徴収するもの</p> <p>(1)～(39) [略]</p> <p>(40) 建築士法施行条例（平成12年岩手県条例第38号）による手数料（<u>指定登録機関及び指定試験機関</u>に納めるものを除く。）</p> <p>(41) [略]</p>
2	<p>別表（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>2 条例により徴収するもの</p> <p>(1) <u>岩手県保健所使用料等条例</u>（昭和23年岩手県条例第48号）による手数料、<u>使用料及び治療料</u>（<u>国又は地方公共団体に係るもの及び集团的形態で役務の提供を受ける場合に係るものを除く。</u>）</p> <p>(2)～(41) [略]</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>2 条例により徴収するもの</p> <p>(1) <u>岩手県保健所手数料条例</u>（昭和23年岩手県条例第48号）による手数料（<u>国及び地方公共団体に係るものを除く。</u>）</p> <p>(2)～(41) [略]</p>
備考	改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、公布の日から施行する。